

浜松市区の再編に関する住民投票条例

平成30年12月21日公布

浜松市条例第59号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定により設置されている区の再編について、住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営に寄与することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 平成33年1月1日までの間において市長が示す時期に行う3区案（天竜区、浜北区及びその他の5区を合区した区の3区に再編する案をいう。）による区の再編に対する賛否（以下「設問1」という。）
- (2) 設問1で反対する場合において、平成33年1月1日までの間において市長が示す時期に行う区の再編に対する賛否（以下「設問2」という。）

2 市長は、前項各号に規定する市長が示す時期を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。

3 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票事務の執行)

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の14日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いる。

(投票区及び開票区)

第6条 住民投票の投票区及び開票区は、本市の長の選挙の投票区及び開票区による。

(投票)

第7条 選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 選挙人名簿に登録された者であっても選挙人名簿に登録されることができない者であ

るときは、投票をすることができない。

- 3 投票日の当日（第9条第3項の規定による投票にあっては、投票の当日）、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

（投票の方法）

第8条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

- 3 投票人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

- 4 投票人は、投票所において、投票用紙の設問1の選択肢から一つを選択するとともに、当該選択肢において反対を選択した場合にあっては、更に設問2の選択肢から一つを選択し、それぞれ投票用紙の所定の欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

（点字投票等）

第9条 前条第4項及び第11条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

- 2 前条第4項及び第11条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

- 3 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。

- 4 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人には、同条第2項から第4項まで及び第11条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

（投票用紙の様式）

第10条 第8条第4項に規定する投票用紙の様式は、別記様式のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

（無効投票）

第11条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
(2) 投票用紙の設問1の選択肢の両方又は設問2の選択肢の両方に対して○の記号を記載したもの
(3) 投票用紙の設問1の選択肢のうち賛成に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの
(4) 投票用紙の設問1及び設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

- (5) 投票用紙の設問 1 の選択肢のいずれにも○の記号を記載しない場合において、設問 2 の選択肢に対して○の記号を記載したもの
- (6) 投票用紙の設問 1 の選択肢のうち反対に対して○の記号を記載した場合において、設問 2 の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの
- (7) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (8) ○の記号を自書しないもの
- (9) 投票用紙の選択肢のいずれに対して○の記号を記載したかを確認し難いもの
(投票及び開票)

第 12 条 この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票については、公職選挙法の規定により行われる本市の長の選挙の投票及び開票の例による。

(情報の提供)

第 13 条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、第 2 条第 1 項各号に規定する市長が示す時期及び同項第 1 号に規定する 3 区案に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めなければならない。

(投票運動)

第 14 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

- 2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の期間に、本市の区域内で行われる公職選挙法の規定による選挙（財産区の議会の議員の選挙を除く。）の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、第 1 項の投票運動をすることができない。ただし、当該選挙について同法の規定に違反しないで行われる選挙運動又は政治活動が、同項の投票運動にわたることを妨げるものではない。

(住民投票の成立要件)

第 15 条 住民投票は、投票した者の総数が投票資格者の総数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

- 2 前項の投票した者の総数には、第 11 条各号に掲げる無効事由に該当する投票をした者の数を含むものとする。

(投票結果の告示等)

第 16 条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき又は住民投票が成立し、その結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその

内容を通知しなければならない。

2 住民投票が成立し、その結果が確定した場合に前項の規定により告示し、及び通知するときは、開票区ごとの投票結果、無効投票数及び白紙投票数（第11条第4号に掲げる無効事由に該当する無効投票数をいう。）を併せて示さなければならない。

(投票結果の尊重)

第17条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、住民投票に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第10条関係）

○ をつける欄		○ をつける欄	○ をつける欄
反 対	はん たい	賛 成	さん せい
※設問1で「反対」の場合のみ記入			
【設問2】区の再編を平成33年1月1日までに行うことについて	せつもん く くわいへん ひいせい ねん がつついたち おこな おこな	反 対	はん たい
【設問1】3区案(天竜区・浜北区・その他の5区)での区の再編を平成33年1月1日までに行うことについて			
○ をつける欄	はまきたく がつついたち わこな わこな らん	○ をつける欄	選択肢
○ をつける欄	ちゅう よ なに か らん	○ をつける欄	注 意

浜松市区の再編に関する住民投票条例施行規則

平成30年12月21日公布

浜松市規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区の再編に関する住民投票条例（平成30年浜松市条例第59号。以下「条例」という。）の規定による住民投票について、必要な事項を定める。

(点字投票)

第2条 条例第9条第1項の規定による点字投票をする投票人（条例第8条第2項に規定する投票人をいう。以下同じ。）は、第3項の投票用紙に、設問1（条例第2条第1項第1号に規定する設問1をいう。以下同じ。）について賛成又は反対のいずれかを点字により自書するとともに、反対と自書した場合にあっては、更に設問2（同項第2号に規定する設問2をいう。以下同じ。）について賛成又は反対のいずれかを点字により自書しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 設問1について賛成の文字を記載した場合において、設問2について賛成の文字又は反対の文字を記載したもの
- (3) 設問1について反対の文字を記載した場合において、設問2について賛成の文字又は反対の文字のいずれも記載しないもの
- (4) 投票用紙に何も記載しないもの
- (5) 賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの
- (6) 賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの
- (7) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの

3 条例第10条第2項に規定する点字投票の投票用紙の様式は、別記様式のとおりとする。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の規定による点字投票については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第47条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）第39条並びに第50条第3項及び第4項の規定の例による。

(代理投票)

第3条 条例第9条第2項の規定による代理投票については、法第48条の規定の例による。

(期日前投票)

第4条 条例第9条第3項の規定による期日前投票については、法第48条の2の規定の例による。

(不在者投票)

第5条 条例第9条第4項の規定による不在者投票は、条例第4条第1項に規定する投票日（以下「投票日」という。）の当日に法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

- 2 前項の不在者投票管理者は、政令第55条第1項、第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。この場合において、同条第1項中「居住する地」とあるのは「居住する地（本市の区域内に限る。）」と、同条第2項及び第4項第2号中「保護施設の長」とあるのは「保護施設の長であって、その承諾を得たもの」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による不在者投票については、法第49条第1項及び第10項の規定の例による。
- 4 第1項の規定によるほか、法第49条第2項に規定する身体に重度の障害があるものに相当する投票人は、同項の規定の例により、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により投票をすることができる。
- 5 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票用紙に○の記号を記載することができないもの（政令第59条の3の2第1項各号に掲げる者に限る。）は、法第49条第3項の規定の例により、同項の規定により届け出ている者をして投票用紙に○の記号を記載させることができる。
- 6 前2項の場合においては、政令第59条の3、第59条の3の2第2項から第6項まで及び第59条の3の3の規定は、適用しない。

(開票立会人)

第6条 市長は、各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに3人以上10人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の開票立会人については、法第62条第3項、第8項及び第10項の規定の例による。

(住民投票の成立又は不成立の決定)

第7条 条例第15条第1項の投票資格者の総数の算定については、本市の長の選挙における公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）別記第24号様式その1に規定する選挙当日有権者の数の算定の例による。

- 2 開票管理者は、全ての投票録の送致を受けたときは、直ちに当該投票録を点検し、当該開票区に係る投票資格者の総数及び投票した者の総数を計算しなければならない。
- 3 開票管理者は、前項の規定により当該開票区に係る投票資格者の総数及び投票した者の総数を計算したときは、直ちにこれらを市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、全ての開票管理者から前項の規定による報告を受けたときは、その報告を調査し、投票資格者の総数及び投票した者の総数を計算し、条例第15条の規定による住民投票の成立又は不成立の決定をしなければならない。
- 5 市長は、前項の決定をしたときは、その内容を開票管理者に通知しなければならない。

(投票結果の確定)

第8条 開票管理者は、前条第5項の規定により住民投票の成立の決定の通知を受けたときは、開票作業を開始するものとする。

- 2 開票管理者は、投票の点検が終わったときは、直ちにその結果を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、全ての開票管理者から前項の規定による報告を受けたときは、その報告を調査し、設問1及び設問2について、それぞれ賛成及び反対の投票の総数を計算し、住民投票の結果を確定しなければならない。

(投票等の保存)

第9条 市長は、投票並びに投票及び開票に関する書類を、投票日から1年間保存しなければならない。

(投票記載所の掲示)

第10条 市長は、投票日の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他の適当な箇所において、条例第2条第1項各号に規定する市長が示す時期及び同項第1号に規定する3区案の掲示をしなければならない。

- 2 市長は、条例第4条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者（第5条第2項の規定によりその例によることとされる政令第55条第1項又は第3項の規定により置かれるものに限る。）の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所において、条例第2条第1項各号に規定する市長が示す時期及び同項第1号に規定する3区案の掲示をしなければならない。

(住民投票に関する請求等の時間)

第11条 条例又はこの規則の規定により市長に対して行う請求その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による不在者投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為に係る時間については、法第270条の2の規定の例による。

(住民投票に関する請求等の期限)

第12条 条例又はこの規則の規定により市長に対して行う請求その他の行為の期限については、浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第2条の規定は、適用しない。

（細目）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

点字投票
年 月 日執行 浜松市区の再編に関する住民投票 印
○ <small>ちゅう</small> <small>い</small> 注 意
<ul style="list-style-type: none">・ 設問1について賛成の人は、賛成の文字を書き、他のことは書かないでください。・ 設問1について反対の人は、反対の文字を書き、これに統けて、設問2についての賛成又は反対の文字を書き、他のことは書かないでください。
【設問1】 3区案（天竜区・浜北区・その他の5区） での区の再編を平成33年1月1日までに行うことについて
【設問2】（設問1で「反対」の場合のみ記入）区の再編 を平成33年1月1日までに行うことについて

浜松市選挙管理委員会等に対する区の再編に関する住民投票に係る事務の委任に関する規則

平成30年12月21日公布

浜松市規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、浜松市区の再編に関する住民投票条例（平成30年浜松市条例第59号。以下「条例」という。）の規定による住民投票に係る市長の権限に属する事務の一部を市選挙管理委員会等に委任することについて必要な事項を定める。

(市選挙管理委員会への委任等)

第2条 次に掲げる事務を市選挙管理委員会に委任する。

- (1) 条例第4条第2項の規定による投票日の告示に関すること。
- (2) 条例第10条に規定する投票用紙の調製に関すること。
- (3) 条例第12条の規定によりその例によることとされる本市の長の選挙の投票及び開票に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定において市選挙管理委員会の事務とされている事務に関すること。
- (4) 条例第13条に規定する情報として市長が作成した資料等の配布等に関すること。
- (5) 条例第14条の規定に違反する投票運動に係る行政指導に関すること。
- (6) 条例第16条の規定による住民投票の不成立の旨又は確定結果の告示及び通知に関すること。
- (7) 浜松市区の再編に関する住民投票条例施行規則（平成30年浜松市規則第82号。以下「規則」という。）第7条第3項の規定による投票資格者の総数及び投票した者の総数の報告の受付に関すること。
- (8) 規則第7条第4項の規定による住民投票の成立又は不成立の決定に関すること。
- (9) 規則第7条第5項の規定による住民投票の成立又は不成立の決定の通知に関すること。
- (10) 規則第8条第2項の規定による投票の点検の結果の報告の受付に関すること。
- (11) 規則第8条第3項の規定による住民投票の結果の確定に関すること。
- (12) 住民投票の投票の方法その他住民投票に関し必要な事項の投票資格者への周知に関すること。
- (13) 次条及び第4条に規定する事務の指揮監督に関すること。
- (14) 規則第13条の規定により前各号に掲げる事務の執行に関し必要な事項を定めること。

2 市長は、条例第4条第1項の規定により投票日を定めたときは、速やかにこれを市選

挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市選挙管理委員会は、規則第7条第4項の規定により住民投票の成立又は不成立の決定をしたときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

4 市選挙管理委員会は、規則第8条第3項の規定により住民投票の結果を確定したときは、速やかにこれを市長に報告しなければならない。

(区選挙管理委員会への委任)

第3条 次に掲げる事務を区選挙管理委員会に委任する。ただし、当該区選挙管理委員会が所管する区域に係るものに限る。

- (1) 条例第12条の規定による住民投票の投票及び開票に係る事務に関すること（前条第1項第3号及び次条第1号に掲げる事務を除く。）。
- (2) 条例第13条に規定する情報として市長が作成した資料等の配布等に関すること。
- (3) 条例第14条の規定に違反する投票運動に係る行政指導に関すること。
- (4) 規則第4条の規定による期日前投票に係る事務に関すること。
- (5) 規則第5条の規定による不在者投票に係る事務に関すること（次条第3号に掲げる事務を除く。）。
- (6) 規則第6条の規定による開票立会人の選任及び通知に関すること。
- (7) 規則第9条の規定による投票並びに投票及び開票に関する書類の保存に関すること。
- (8) 規則第10条の規定による市長が示す時期及び3区案の掲示に関すること。
- (9) 規則第11条第2項の規定によりその例によることとされる法第270条の2第1項の規定による午前8時30分又は午後8時と異なる時刻の定めに関すること。
- (10) 住民投票の投票の方法その他住民投票に関し必要な事項の投票資格者への周知に関すること。
- (11) 規則第13条の規定により前各号に掲げる事務の執行に関し必要な事項を定めること。

(区選挙管理委員会の委員長への委任)

第4条 次に掲げる事務を区選挙管理委員会の委員長に委任する。ただし、当該区選挙管理委員会が所管する区域に係るものに限る。

- (1) 条例第12条の規定によりその例によることとされる本市の長の選挙の投票及び開票に係る法及びこれに基づく命令の規定において区選挙管理委員会の委員長の事務とされている事務に関すること。
- (2) 規則第2条第4項の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第50条第3項及び第4項の規定による点字によって投票をする旨の申立ての受付に関すること。
- (3) 規則第5条第3項から第5項までの規定によりその例によることとされる法第49

条第1項から第3項までの規定及びこれらに基づく命令の規定において区選挙管理委員会の委員長の事務とされている事務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。